

美里町付加価値創出商品開発支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 個性をいかした魅力ある商品開発を支援するため、町内の農産物等を用いた商品の開発、改良及び販売促進に取り組む事業者に対し、予算の範囲内において、美里町付加価値創出商品開発支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、美里町補助金等交付規則(平成18年美里町規則第33号。以下「規則」という。)の定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付対象となる取組、補助対象者等は、別表のとおりとする。

(交付申請の添付書類)

第3条 規則第4条第1項の規定により補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、事業実施計画書(様式第1号)とする。

(交付の条件)

第4条 次に掲げる事業内容の変更を行うときは、補助金等変更申請書に変更内容を記載した事業実施計画書(様式第1号)を添付して提出するものとする。

- (1) 補助金交付決定額の増額を伴う変更
- (2) 補助金交付決定額の20%以上の減額を伴う変更
- (3) 開発する商品の変更
- (4) その他、重要な変更と町長が認めるもの

2 補助事業を中止し、又は廃止をするときは、補助金中止(廃止)届(様式第2号)を提出するものとする。

(交付決定前の着手)

第5条 補助事業の着手は、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合には、事前着手届(様式第3号)を提出するものとする。

(実績報告の添付書類)

第6条 規則第11条第1項の規定により補助事業等実績報告書に添付しなければならない書類は、事業実績報告書(様式第4号)とする。

(適用除外)

第7条 この要綱による補助金以外に、国、宮城県又は美里町からの補助金又は交付金を受けるときは、適用しない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年5月1日から施行する。

別表（第2条関係）

取組対象	美里町内産の農産物等を活用した商品の開発、改良及び販売促進に関する取組で次の各号のいずれかに該当する取組 (1) 商品開発のための研修、その他人材育成 (2) 商品の製造に必要な機器等の購入及びリース (3) 商品及びそのデザインの開発及び改良 (4) 商品の生産、流通及び販路開拓に関する調査及び研究 (5) 商品の販売促進
補助対象者	(1) 町内に住所を有する者 (2) 町内に事業所を有する事業者 (3) 町内の任意団体
対象要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 補助金を受けた商品を町内で販売すること。 (2) 町税の滞納がないこと。
対象期間	交付決定の日から、当該年度の3月31日まで
補助対象経費	(1) 報償費（講師謝金、経営指導） (2) 旅費（研修、イベント出展、営業活動） (3) 消耗品費（消耗品、燃料費、印刷製本費） (4) 役務費（郵便料、手数料、出展料） (5) 委託料（調査、ラベルデザイン） (6) 使用料（施設利用料、リース料） (7) 原材料費 (8) 備品購入費（加工機械、調理器具） (9) その他、町長が必要と認める費用
補助金の額	消費税及び地方消費税を除いた補助対象経費の3分の2（1,000円未満切り捨て）以内の額とする。ただし、30万円を上限とする。

備考

- 1 補助対象経費は、事業に直接必要な経費として明確で、かつ、交付決定以降に発注、購入、契約等を行うものであって、事業期間内に支払いを完了するものであること。
- 2 補助対象経費は、証拠書類によって金額及び使途が確認できるものである

こと。

- 3 人件費、食糧費、宿泊費、土地・施設購入費及び借地料は、対象外とする。
- 4 補助対象者が同一の取組を複数年に渡り行う場合の補助金の交付は、1回を限度とする。